

医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年 6 月 1 日

- ・当診療所ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・患者様同意のもと、医師がオンラインで薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うことができます。
- ・診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- ・当診療所では、厚生労働省の定めに基づき「医療情報取得加算」を算定しております。